

尚綱大学学則（案）

第1章 総 則

（目的）

第1条 尚綱大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く学術を研究教授し、広く社会と文化の発展に寄与するとともに、建学の精神に則り、先進的知識と高度な技能とを修得して、智と徳とを兼備し、生涯にわたって研鑽を重ね、人間性を尊重し社会に貢献する女性を育成することを目的とする。

（学部及び学科）

第2条 本学に次の学部及び学科を置く。

現代文化学部 文化コミュニケーション学科
生活科学部 栄養科学科
こども教育学部 こども教育学科

（収容定員）

第3条 本学の収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
現代文化学部	文化コミュニケーション学科	75人		300人
生活科学部	栄養科学科	70人	10人	300人
<u>こども教育学部</u>	<u>こども教育学科</u>	<u>70人</u>	<u>5人</u>	<u>290人</u>
計		<u>215人</u>	<u>15人</u>	<u>890人</u>

（学部の目的）

第4条 現代文化学部は、高度なコミュニケーション能力を基礎に、高度情報化とグローバル化が進行する現代日本社会及び多様な表現文化について、広い視野から調査・分析する能力を修得し、ビジネスや行政の場で協働して問題を解決できる女性を育成することを目的とする。

2 生活科学部は、人間の健康と食のあり方を広い視野から深く教育研究することにより、食・栄養に関する先進的な専門知識と実践技術を身につけ、自律性・対話力・考察力を兼ね備えた専門職業人として、栄養教育、栄養管理、食育等を通して、広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

3 こども教育学部は、子どもの内面を理解し適切な指導を行う力、家庭や地域社会と協働し、連携を図りながら教育を実践する力、特別な教育的配慮を要する子どもに対応する力を身につけ、子どもに信頼され慕われる人間性豊かな幼児教育・保育者を養成することを目的とする。

（学長権限）

第4条の2 学長は、本学の校務全般について、最終的な決定権限を有する。

第2章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

（修業年限及び在学期間）

第5条 本学の修業年限は4年とする。

2 在学期間は8年を超えることはできない。ただし、編入学、転入学、再入学及び転学部した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることができない。

（修業年限の通算）

第6条 第67条に定める本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が、本学に入学する場

合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて、本学が認める期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、教授会の議を経て、前期の終期、又は後期の始期について変更することができる。

(休業日)

第9条 定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 尚絅学園創立記念日 5月1日

(4) 春季休業 3月21日から4月4日まで

(5) 夏季休業 8月11日から9月30日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月10日まで

2 休業中にかかわらず、見学、実習又は聴講させることができる。

3 前項の規定にかかわらず、学長は、教授会の議を経て休業日を変更し、又は臨時の休業日を設けることができる。

第3章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第10条 本学は、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、学部に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法)

第11条 現代文化学部の教育課程は、教養教育科目、専門教育科目、司書に関する科目により編成する。

2 生活科学部の教育課程は、教養教育科目、専門教育科目及び教職に関する科目により編成する。

3 こども教育学部の教育課程は、教養教育科目、専門教育科目及び教職に関する科目により編成する。

4 教育課程の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、これを各年次に配当するものとする。

5 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

6 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

7 前項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第12条 現代文化学部の教養教育科目に係る授業科目及び単位数は別表第1、専門教育科目に係る

授業科目及び単位数は別表第2のとおりとする。

2 生活科学部の教養教育科目に係る授業科目及び単位数は別表第3、専門教育科目に係る授業科目及び単位数は別表第4のとおりとする。

3 こども教育学部の教養教育科目に係る授業科目及び単位数は別表第5、専門教育科目に係る授業科目及び単位数は別表第6のとおりとする。

4 教職に関する科目に係る授業科目及び単位数は別表第7のとおりとする。

5 司書に関する科目に係る授業科目及び単位数は別表第8のとおりとする。

6 保育士に関する科目に係る授業科目及び単位数は別表第10のとおりとする。

7 履修方法に関する規程は、別に定める。

(他の学部における授業科目の履修等)

第12条の2 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。

2 前項の授業科目を履修しようとする者は、所属の学部長を経て、当該学部長の承認を得なければならない。

3 前2項の規程により修得した単位は、10単位を超えない範囲で、所属の学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(単位の計算方法)

第13条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(1年間の授業期間)

第14条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(履修科目の登録の上限)

第15条 学部は、学生が、各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1学年に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(履修科目の登録)

第16条 学生は、当該年度において履修する授業科目を学期の始めに登録しなければならない。

2 学生は、前項において登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を取得することはできない。

(メディアを利用して行う授業による修得単位)

第17条 第11条第6項及び第7項の授業方法により修得した単位は、合わせて60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中に算入することができる。

2 第18条から第20条までの規定により修得した単位数のうち、前項の授業方法により修得した単位は、同項に定める単位数の中に算入するものとする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第18条 学部長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他の大学等の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修

する場合及び外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

4 前3項に関し、必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項及び第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の取扱い等)

第20条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学等(外国の大学等を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する大学以外の教育施設等における学修を、本学に入学した後の本学の授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えないものとする。

(本学以外の学修における認定単位数の上限)

第21条 前3条により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、それぞれに規定する単位数にかかわらず、合わせて60単位を超えないものとする。

2 前3条の規定による単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。

(長期にわたる教育課程の履修)

第22条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、学部長は、その長期にわたる計画的な履修を許可することがある。

2 長期にわたる教育課程の履修に関する規程は、別に定める。

(留学)

第23条 外国の大学等で学修することを志願する者は、所定の様式により、学長に願い出なければならない。

2 前項の場合、学長は、グローバル化推進委員会の議を経て、これを許可する。

3 留学の期間は、第5条第1項の修業年限に含まれるものとする。

4 第18条の規定は、留学の場合に準用する。この場合において、同条中「他の大学又は短期大学」とあるのは、「外国の大学又は短期大学」と読み替えるものとする。

5 留学に関する規程は、別に定める。

第4章 試験、単位の認定、卒業、学士の学位、免許状及び資格

(試験及び単位の認定)

第24条 授業科目を履修した者については、学力試験及び受講状況その他により認定の上、合格した者に単位を与える。

2 前項の認定は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、

不可を不合格とする。

3 前項の評語に係る成績は、次のとおりとする。

- (1) 秀 90点以上100点まで
- (2) 優 80点以上90点未満
- (3) 良 70点以上80点未満
- (4) 可 60点以上70点未満
- (5) 不可 60点未満

(試験の方法)

第25条 試験の方法は、筆記、口述、実技、論文などの方法による。

(出席停止者に対する試験)

第25条の2 学校保健安全法に基づく感染症による出席停止により定期試験を受験できなかった者に対しては試験を行う。

(追試験)

第26条 やむを得ない事由により試験に欠席したときは、願い出により追試験を許可することがある。

(再試験)

第27条 所定の単位を修得できない者に対しては、再試験を行うことがある。

(試験に関する規程)

第27条の2 試験に関する規程は別に定める。

(卒業の認定)

第28条 本学に4年以上在学し、かつ第12条第1項、第2項又は第3項の規定により所定の授業科目を履修し、124単位以上の単位を修得した者について、学年又は学期の終わりに、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項により卒業できない者の取扱いについては、別に定める。

3 学長は、前2項の規定により卒業を認定した者に卒業証書・学位記を授与する。

(早期卒業)

第29条 前条の規定にかかわらず、本学に3年以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣が定める者を含む。）が卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、教授会の議を経て、学長は、卒業を認定することができる。

(学士の学位)

第30条 本学を卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより学士の学位を授与する。

(教育職員免許状)

第31条 教育職員の免許状を得ようとする者は、第28条の規定によるほか、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の定める科目を履修し、所定の単位数を修得しなければならない。

2 取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

学 部	免許状の種類
生活科学部	栄養教諭一種免許状
こども教育学部	幼稚園教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状* *知的障害者、肢体不自由者及び病弱者（身体虚弱者を含む）に限る

3 教育職員免許状の取得に関する履修方法は、別に定める。

(司書資格)

第32条 司書の資格を得ようとする者は、第28条の規定によるほか、図書館法及び図書館法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位数を修得しなければならない。

2 司書資格の取得に関する履修方法は、別に定める。

第33条 (削除)

(栄養士免許)

第34条 栄養士の免許を得ようとする者は、第28条の規定によるほか、別に定めるところにより、栄養士法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位数を修得しなければならない。

2 栄養士免許の取得に関する履修方法は、別に定める。

(保育士資格)

第34条の2 保育士資格を得ようとする者は、第28条の規定によるほか、別に定めるところにより、児童福祉法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位数を修得しなければならない。

2 保育士資格の取得に関する履修方法は、別に定める。

第5章 入学、転学部、欠席届、退学、転学、休学、復学及び除籍

(入学時期)

第35条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第36条 本学に入学することのできる者は、女子で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学志願手続)

第37条 入学志願者は、所定の出願書類に所定の入学検定料を添え、所定の期日までに願出しなければならない。

2 既に提出した出願書類及び納付した検定料は、事情のいかんにかかわらずこれを返還しない。

(選考方法)

第38条 入学志願者に対しては選考を行う。その方法については、別に定める。

(合格者の決定)

第39条 前条の選考による合格者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(入学の許可)

第40条 合格者が、指定の期日までに所定の入学金を納付したときは、学長は、その入学を許可する。

(入学の手続)

第41条 入学を許可された者は、指定の期日までに所定の入学誓書、保証書及び住民票記載事項証明書を提出しなければならない。

2 入学を許可された者が、正当な理由がなく、指定の期日までに前項の手続をとらないときは、入

学の許可を取り消すことがある。

(編入学)

第42条 大学の卒業生、短期大学の卒業生、高等専門学校卒業生、専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を修了した者又は大学第2年次を修了した者で、本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長は、編入学を許可することがある。

2 前項により入学を許可された者の在学すべき年数及び既修得単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。

(第3年次編入学)

第43条 生活科学部及びこども教育学部第3年次に編入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長は、第3年次に編入学を許可する。

2 前項により入学を許可された者の既修得単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。

3 第3年次編入学に関する規程は、別に定める。

(転入学)

第44条 他の大学の学生で、転入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長は、転入学を許可することがある。

2 前項により入学を許可された者の在学すべき年数及び既修得単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。

(再入学)

第45条 本学を願いにより退学した者で、退学後、再入学を志願するものがあるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長は、再入学を許可することがある。

2 前項により入学を許可された者の在学すべき年数及び既修得単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。

(適用規定)

第46条 第35条及び第37条から第41条までの規定は、第42条から第45条により入学する者にも適用する。

(転学部)

第47条 転学部を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学部長は、転学部を許可することがある。

2 前項により転学部を許可された者の在学すべき年数及び既修得単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。

(欠席届)

第48条 学生が事故若しくは疾病により欠席するときは、所定の様式により、届け出なければならない。ただし、欠席が1週間以上にわたるときは、保証人の連署をもって届け出なければならない。この場合、疾病が1週間以上にわたるときは、医師の診断書を添えなければならない。

(願いによる退学及び転学)

第49条 退学しようとする者及び他の大学に転学しようとする者は、所定の様式により、保証人の連署をもって学長に願い出なければならない。

2 前項の場合、学長は、教授会の議を経て、これを許可する。

3 学生が死亡した場合は、保証人がその事実を証明する書面を添え、学長に届け出なければならない。

(休学及び復学)

第50条 疾病その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上修学することのできない者は、所定の様式により、保証人の連署をもって、休学時の納付金を添えて学長に休学を願い出なければな

らない。ただし、疾病のため休学するときは、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 前項の場合、学長は、教授会の議を経て、これを許可する。
- 3 疾病のため療養が必要であり、修学することが適当でない認められる者については、教授会の議を経て、学長は、休学を命ずることができる。
- 4 休学は1年を超えることはできない。ただし、特別の事由がある者には更に1年以内の休学を許可することがあるが、通算3年以内を限度とする。
- 5 復学しようとする者は、所定の様式により、保証人の連署をもって学長に願い出なければならない。ただし、疾病のため休学した者が復学しようとするときは医師の診断書を添えなければならない。
- 6 前項の場合、学長は、教授会の議を経て、これを許可する。
- 7 休学期間は、在学期間に算入しない。

(除籍)

第50条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長がこれを除籍する。

- (1) 正当な理由がなく3か月以上欠席した者
- (2) 第5条第2項に規定する在学期間を超えた者
- (3) 前条第4項に規定する休学の期間を超えて修学できない者
- (4) 行方不明の届出のあった者
- (5) 正当な理由がなく授業料及びその他の納付金の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者で、納付期限を4か月経過した者

第6章 入学検定料、入学金、休学時の納付金、授業料及びその他の納付金、科目等履修生納付金及び聴講生納付金

(入学検定料等の額)

第51条 入学検定料、入学金、休学時の納付金、授業料及びその他の納付金、科目等履修生納付金及び聴講生納付金の額は、別表第8のその1からその5のとおりとする。

(授業料及びその他の納付金の徴収方法)

第52条 学生は、授業料及びその他の納付金を所定の時期までに納付しなければならない。

- 2 授業料及びその他の納付金の徴収方法に関する規程は、別に定める。

第53条 (削除)

(納付義務)

第54条 授業料及びその他の納付金は、出席の有無にかかわらず、学籍のある間はこれを納めなければならない。

(既納の授業料及びその他の納付金の扱い)

第55条 納付した授業料及びその他の納付金は、事情のいかんにかかわらずこれを返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するに者に対しては、当該各号に定める額を返還するものとする。
 - (1) 入学手続を終えた者で、3月31日までに文書により入学辞退を申し出た者 当該授業料及びその他の納付金相当額
 - (2) 前期中に後期に係る授業料及びその他の納付金を併せて納付した者で、9月までに退学又は休学を許可された者 後期分授業料及びその他の納付金相当額

(授業料の免除)

第55条の2 休学を許可された者に対しては、休学期間中の授業料及びその他の納付金を免除することがある。

- 2 修学態度が標準に達していると認められ、かつ、授業料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、尚綱大学・尚綱大学短期大学部授業料免除規程により、授業料を免除することがある。

第7章 職員組織等

(学長、教授その他の職員)

第56条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合は、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

- 2 本学に前項のほか、副学長、学長補佐、学部長、学科長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 5 学長補佐は、学長の職務を助ける。
- 6 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 7 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。
- 8 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、かつ、自らの研究に従事する。
- 9 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、かつ、自らの研究に従事する。
- 10 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、かつ、自らの研究に従事する。
- 11 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 12 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

(学長の選考等)

第57条 学長の選考及び解任については、別に定める。

(学長の代行)

第57条の2 学長に事故あるとき、または学長が欠けたときは、学長の職務を代行する者(学長代行)を置くことができる。

- 2 学長の代行に関する規程は、別に定める。

(名誉学長及び名誉教授)

第58条 本学に名誉学長及び名誉教授を置くことができる。

- 2 名誉学長及び名誉教授の選考については、別に定める。

(特任教員)

第58条の2 本学に特任教員を置くことができる。

- 2 特任教員の選考については、別に定める。

(客員教授)

第58条の3 本学に客員教授を置くことができる。

- 2 客員教授の選考については、別に定める。

(評議会)

第59条 本学及び尚綱大学短期大学部の運営上の重要事項を審議するため、尚綱大学・尚綱大学短期大学部評議会を置く。

- 2 評議会に関する規程は、別に定める。

第60条 削除

(教授会)

第61条 本学の学部教授会を置く。

2 教授会に関する規程は、別に定める。

(委員会及び部会)

第62条 本学に、必要に応じて委員会及び部会を置く。

2 委員会及び部会に関する規程は、別に定める。

第8章 センター組織

(センター)

第63条 本学に、次のセンターを置く。

- (1) 入試センター
- (2) 尚綱子育て研究センター
- (3) 尚綱食育研究センター
- (4) 尚綱地域連携推進センター
- (5) 尚綱ボランティア支援センター
- (6) 就職・進路支援センター
- (7) 学修支援センター
- (8) グローバル化推進センター

2 前項各号のセンターに関する規程は、別に定める。

第9章 附属施設

(図書館)

第64条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(学寮)

第65条 本学に、学寮を設ける。

2 学寮に関する規程は、別に定める。

(保健室)

第66条 教職員、学生の保健、医療のため本学に保健室を設ける。

2 保健室に関する規程は、別に定める。

第10章 科目等履修生、聴講生、外国人留学生及び公開講座

(科目等履修生)

第67条 本学における授業科目について、履修を願い出る者があるときは、授業に支障がない限り、選考の上、教授会の議を経て、学長は、科目等履修生としてこれを許可することがある。

- 2 履修を許可された者は、履修料を前納しなければならない。
- 3 科目等履修生に対する単位の授与については、第24条の規定を準用する。
- 4 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(聴講生)

第68条 本学における授業科目について、聴講を願い出る者があるときは、授業に支障がない限り、選考の上、教授会の議を経て、学長は、聴講生としてこれを許可することがある。

- 2 聴講を許可された者は、聴講料を前納しなければならない。
- 3 聴講生に関する規程は、別に定める。

(出願手続等)

第69条 科目等履修生及び聴講生に係る出願及び入学手続等については、第35条から第37条及び第39条から第41条の規定を準用する。

(外国人留学生)

第70条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者については、選考の上、教授会の議を経て、学長は、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

(公開講座)

第71条 公開講座は、適当な時期に開き、一般市民の文化向上並びに学生の研究に資する。

第11章 賞 罰

(表彰)

第72条 学長は、操行、学業ともに優秀で、他の模範となる者に対しては、教授会の議を経て、これを表彰することがある。

2 表彰に関する規程は別に定める。

(懲戒)

第73条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

(2) 学業成績不良で就学の見込みがないと認められた者

(3) 正当な事由がなく出席が正常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があった者

4 停学の期間は、修業年限に算入せず、在学期間に算入する。

5 第2項に定める懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 自己評価等

(自己点検・評価等)

第74条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自己点検・評価及び外部評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検・評価及び外部評価の実施について、必要な事項は別に定める。

第13章 雑 則

(雑則)

第75条 この学則に定めるもののほか、学則の施行に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が別に定める。

附 則 (略)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第12条第1項関係) 現代文化学部 教養教育科目 (略)

別表第2(第12条第1項関係) 現代文化学部 専門教育科目 (略)

別表第3(第12条第2項関係) 生活科学部栄養科学科 教養教育科目 (略)

別表第4(第12条第2項関係) 生活科学部栄養科学科 専門教育科目 (略)

別表第5 (第12条第3項関係)					
こども教育学部こども教育学科 教養教育科目					
授 業 科 目		単位数		備 考	
		必修	選択		
教養教育科目	開講科目 全学共通	熊本学		1	
		日本伝統文化入門		1	
	教養基礎	基礎セミナー	1		
		キャリアデザイン	1		
		キャリアトレーニング	1		
		心理学		2	
		音楽		2	
		生命倫理		2	
		日本国憲法	2		
		異文化理解		2	
		女性と社会		2	
		子どもと環境		1	
		人権教育		2	
		保健体育	1		
		体育実技Ⅰ	1		
		体育実技Ⅱ		1	
		食の健康科学		2	
		日本語表現Ⅰ	1		
		日本語表現Ⅱ		2	
		多文化コミュニケーション ／ 外国語	英語ⅠA		
英語ⅠB			1	英語ⅡA またはⅡB から選択必修	
英語ⅡA			1		

		英語ⅡB		1		
		中国語Ⅰ		1		
		韓国語Ⅰ		1		
		中国語Ⅱ		1		
		韓国語Ⅱ		1		
		海外語学研修(英語)		1		
		海外語学研修(中国語)		1		
		海外語学研修(韓国語)		1		
		情報・ICT	情報処理Ⅰ	1		
			情報処理Ⅱ	1		
プレゼンテーション演習			1			

別表第6 (第12条第3項関係)					
こども教育学部こども教育学科 専門教育科目					
		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
専門科目	教育・保育の探求	教育原理	2		・専門科目から必修科目含め、104単位以上修得すること。
		保育者論	2		
		教育心理学	2		
		保育原理	2		
		保育・教育課程論	2		
		保育ICT演習		1	
		基礎演習Ⅱ	1		
		保育・幼児教育研究Ⅰ	1		
		保育・幼児教育研究Ⅱ	1		
		保育・幼児教育研究Ⅰ	1		
		保育・幼児教育研究Ⅱ	1		
		保育・幼児教育研究Ⅲ	1		
		保育・幼児教育研究Ⅳ	1		
		卒業研究・卒業論文	1		

教育・保育の知識・技能	保育内容総論	1	
	保育内容-健康	1	
	保育内容-人間関係	1	
	保育内容-環境	1	
	保育内容-言葉	1	
	保育内容-音楽表現	1	
	保育内容-造形表現	1	
	健康の指導法	2	
	人間関係の指導法	2	
	環境の指導法	2	
	言葉の指導法	2	
	表現(音楽)の指導法	1	
	表現(造形)の指導法	1	
	複合領域の指導法Ⅰ		2
	複合領域の指導法Ⅱ		2
	教育方法論Ⅰ	2	
	教育方法論Ⅱ		1
	幼児理解		1
	教育相談	2	
	音楽基礎	1	
	器楽Ⅰ		1
	器楽Ⅱ		1
	器楽Ⅲ		1
	器楽Ⅳ		1
	食育論		2
	子どもの保健		2
	子どもの食と栄養		2
	身体表現		1
	乳児保育Ⅰ		2
	乳児保育Ⅱ		1

		子どもの健康と安全		1	
		基礎演習Ⅰ	1		
		教育実習Ⅰ		1	
		教育実習Ⅱ		3	
		教育実習指導Ⅰ		1	
		教育実習指導Ⅱ		1	
		保育実習ⅠA		2	
		保育実習ⅠB		2	
		保育実習指導ⅠA		1	
		保育実習指導ⅠB		1	
		保育実習Ⅱ		2	
		保育実習Ⅲ		2	
		保育実習指導Ⅱ		1	
		保育実習指導Ⅲ		1	
		保育・教職実践演習	2		
	子育て支援	子ども家庭福祉		2	
		子ども家庭支援の心理学		2	
		子ども家庭支援論		2	
		子育て支援		1	
	教育・保育の連携・協働	教育社会学	2		
		社会福祉	2		
		社会的養護Ⅰ		2	
		社会的養護Ⅱ		1	
		保育マネジメント論		2	
		保育における連携・接続		2	
		保育ソーシャルワーク実践演習		1	
	特別な支援を必要とする子どもの理解と援助	特別支援教育概論(障害児保育を含む)	2		
		療育論	2		
		療育論演習		1	
		障害児教育総論	2		

	知的障害児の心理・生理・病理	2	
	肢体不自由児の心理・生理・病理		2
	病弱児の心理・生理・病理		2
	知的障害児教育論	2	
	肢体不自由児教育論		2
	病弱児教育論		2
	特別支援教育コーディネーター論		2
	知的障害児の言語指導		2
	障害児教育課程論		2
	重複/発達障害児教育総論		2
	視覚障害児教育総論		2
	聴覚障害児教育総論		2
	特別支援学校教育実習		2
	特別支援学校教育実習指導		1

別表第7（第12条第4項関係）

- 1 （削除）
- 2 生活科学部 教職に関する専門科目（栄養教諭） （略）

3 こども教育学部 教職に関する専門科目（幼稚園教諭）

科目	科目区分・事項	授業科目	単位数	備考
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	保育内容—健康	1	開設科目の 21 単位中、幼稚園教諭一種免許状取得のため必要な必修単位 16 単位以外の単位は大学が独自に設定する科目の単位数として流用する。
		保育内容—人間関係	1	
		保育内容—環境	1	
		保育内容—言葉	1	
		保育内容—音楽表現	1	
		保育内容—造形表現	1	
		複合領域の指導法Ⅰ	2	
		複合領域の指導法Ⅱ	2	
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	保育内容総論	1	
		健康の指導法	2	
		人間関係の指導法	2	
		環境の指導法	2	
		言葉の指導法	2	
		表現（音楽）の指導法	1	
表現（造形）の指導法		1		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	開設科目の 12 単位中、幼稚園教諭一種免許状取得のため必要な必修単位 10 単位以外の単位は大学が独自に設定する科目の単位数として流用する。
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	保育者論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論（障害児保育を含む）	2	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	保育・教育課程論	2	

道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）	教育方法論Ⅰ	2	開設科目の6単位中、幼稚園教諭一種免許状取得のため必要な必修単位4単位以外の単位は大学が独自に設定する科目の単位数として流用する。
		教育方法論Ⅱ	1	
	幼児理解の理論及び方法	幼児理解	1	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2	
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習Ⅰ	2	事前事後指導を含む
		教育実習Ⅱ	4	
	教職実践演習	保育・教職実践演習	2	
大学が独自に設定する科目		保育マネジメント論	2	他区分から流用した単位数と合わせて14単位以上の取得が必要。
		保育ICT演習	1	
		療育論	2	
		療育論演習	1	
		保育における連携・接続	2	

4 こども教育学部 教職に関する専門科目（特別支援学校教諭）

科目	科目区分・事項	授業科目	単位数	備考
特別支援教育の基礎理論に関する科目		障害児教育総論	2	
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害児の心理・生理・病理	2	
		肢体不自由児の心理・生理・病理	2	
		病弱児の心理・生理・病理	2	

	心身に障害がある幼児、児童及び生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害児教育論	2	
		肢体不自由児教育論	2	
		病弱児教育論	2	
		知的障害児の言語指導	2	
		特別支援教育コーディネーター論	2	
		障害児教育課程論	2	
の領域に関する科目 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害がある幼児、児童及び生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害児教育総論	2	
		聴覚障害児教育総論	2	
		重複/発達障害児教育総論	2	
児、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		特別支援学校教育実習	2	
		特別支援学校教育実習指導	1	

別表第8(第12条第4項関係)

司書に関する科目 (略)

別表第9 (第12条第5項関係)

(削除)

別表第10（第12条第6項関係）

保育士に関する科目

指定保育士養成施設指定基準					こども教育学部こども教育学科教育課程		
	系列	教科目	設置単位数	履修単位数	教科目	設置単位数	履修単位数
教養科目		外国語（演習）	2以上		英語ⅠA又はⅠB	1	1
					英語ⅡA又はⅡB	1	1
		体育（講義）	1	1	保健体育	1	1
		体育（実技）	1	1	体育実技Ⅰ	1	1
		その他	6以上		その他	8	4
	教養科目 計		10以上	8以上	教養科目 計	12	8以上
必修科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2	2	保育原理	2	2
		教育原理	2	2	教育原理	2	2
		子ども家庭福祉	2	2	子ども家庭福祉	2	2
		社会福祉	2	2	社会福祉	2	2
		子ども家庭支援論	2	2	子ども家庭支援論	2	2
		社会的養護Ⅰ	2	2	社会的養護Ⅰ	2	2
		保育者論	2	2	保育者論	2	2
		計 14	計 14		計 14	計 14	
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	2	2	教育心理学	2	2
		子ども家庭支援の心理学	2	2	子ども家庭支援の心理学	2	2
		子どもの理解と援助	1	1	幼児理解	1	1
		子どもの保健	2	2	子どもの保健	2	2
		子どもの食と栄養	2	2	子どもの食と栄養	2	2
			計 9	計 9		計 9	計 9
	保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	2	2	保育・教育課程論	2	2
		保育内容総論	1	1	保育内容総論	1	1
		保育内容演習	5	5	保育内容—健康	1	1
					保育内容—人間関係	1	1
					保育内容—環境	1	1
					保育内容—言葉	1	1
					保育内容—音楽表現	1	1
		保育の理解と方法	4	4	保育内容—造形表現	1	1
					健康の指導法	2	2
人間関係の指導法					2	2	
環境の指導法	2				2		
言葉の指導法	2				2		
表現（音楽）の指導法	1	1					
表現（造形）の指導法	1	1					

選択必修科目	乳児保育	乳児保育Ⅰ	2	2	乳児保育Ⅰ	2	2
		乳児保育Ⅱ 子どもの健康と安全	1	1	乳児保育Ⅱ	1	1
			1	1	子どもの健康と安全	1	1
		障害児保育	2	2	特別支援教育概論（障害児保育を含む）	2	2
		社会的養護Ⅱ	1	1	社会的養護Ⅱ	1	1
		子育て支援	1	1	子育て支援	1	1
		計 20	計 20		計 27	計 27	
	保育実習	保育実習Ⅰ	4	4	保育実習ⅠA	2	2
					保育実習ⅠB	2	2
		保育実習指導Ⅰ	2	2	保育実習指導ⅠA	1	1
					保育実習指導ⅠB	1	1
	総合演習	保育実践演習	2	2	保育・教職実践演習	2	2
	必修科目 計		51	51	必修科目 計	58	58
	保育に関する科目		15 以上	6 以上	音楽基礎	1	6 以上
					器楽Ⅰ	1	
					器楽Ⅱ	1	
					器楽Ⅲ	1	
					器楽Ⅳ	1	
					療育論	2	
					療育論演習	1	
				食育論	2		
				保育ソーシャルワーク 実践演習	1		
				保育 ICT 演習	1		
				保育マネジメント論	2		
				保育における連携・接 続	2		
保育実習Ⅱ又はⅢ		2	2	保育実習Ⅱ又はⅢ	2	2	
保育実習指導Ⅱ又はⅢ		1	1	保育実習指導Ⅱ又はⅢ	1	1	
選択必修科目 計		18 以上	9 以上		19	9 以上	
合計		79 以上	68 以上		89	75 以上	

別表第11（第53条関係）

その1 入学検定料、入学金

費 目	金 額	備 考
入学検定料	30,000円	
大学入学共通テスト利用 入学検定料	15,000円	
入学金	220,000円	本学（短期大学部を含む。以下同じ。） 卒業生（見込みを含む。）は半額とする。

その2 休学時の納付金

休学期間	金額
12ヶ月の場合	40,000円
前期又は後期	20,000円

その3

① 現代文化学部及びこども教育学部の授業料及びその他納付金

費目	金額	備考
授業料	670,000円	年額（年2回に分納）
施設整備資金	220,000円	

② 生活科学部の授業料及びその他

費目	金額	備考
授業料	750,000円	年額（年2回に分納）
施設設備資金	320,000円	
実験実習料	50,000円	前期に納付

その4 科目等履修生納付金

費目	金額	備考
入学検定料	22,000円	本学卒業生は除く
入学金	22,000円	
履修料	11,000円	1単位当たり

その5 聴講生納付金

費目	金額	備考
入学検定料	22,000円	本学卒業生は除く
入学金	22,000円	
履修料	11,000円	半期1授業科目につき

変更事項を記載した書類

1.変更の事由

大学新学部の設置（令和5年4月設置予定、名称「こども教育学部」）に伴い、大学学則に新学部の内容を追加する必要があるため。

2.変更点

第2条	学部及び学科
第3条	収容定員
第4条3	学部の目的
第11条	教育課程の編成方法
第12条	授業科目、単位数及び履修方法
第17条	メディアを利用して行う授業による修得単位
第28条	卒業の認定
第31条2	教育職員免許状
第34条2	保育士資格
第43条	第3年次編入学
第46条	適用規定

3.変更の時期

令和5年4月1日

尚綱大学学則の変更について

1. 変更理由

大学新学部を設置（令和5年4月設置予定、名称「こども教育学部」）に伴い、大学学則に新学部の内容を追加する必要があるため。

新旧の比較対照表

新					旧				
第1条（略） （学部及び学科） 第2条 本学に次の学部及び学科を置く。 現代文化学部 文化コミュニケーション学科 生活科学部 栄養科学科 <u>こども教育学部 こども教育学科</u> （収容定員） 第3条 本学の収容定員は次のとおりとする。					第1条（略） （学部及び学科） 第2条 本学に次の学部及び学科を置く。 現代文化学部 文化コミュニケーション学科 生活科学部 栄養科学科 （収容定員） 第3条 本学の収容定員は次のとおりとする。				
学部	学科	入学定員	編入学定員（3年次）	収容定員	学部	学科	入学定員	編入学定員（3年次）	収容定員
現代文化学部	文化コミュニケーション学科	75人		300人	現代文化学部	文化コミュニケーション学科	75人		300人
生活科学部	栄養科学科	70人	10人	300人	生活科学部	栄養科学科	70人	10人	300人
<u>こども教育学部</u>	<u>こども教育学科</u>	<u>70人</u>	<u>5人</u>	<u>290人</u>					
計		<u>215人</u>	<u>15人</u>	<u>890人</u>	計		145人	10人	600人
（学部の目的） 第4条～2（略） <u>3 こども教育学部は、子どもの内面を理解し適切な指導を行う力、家庭や地域社会と協働し、連携を図りながら教育を実践する力、特別な教育的配慮を要する子どもに対応する力を身につけ、子どもに信頼され慕われる人間性豊かな幼児教育・保育者を養成することを目的とする。</u> 第4条の2～第10条（略） （教育課程の編成方法） 第11条（略） 2（略） 3 こども教育学部の教育課程は、教養教育科目、専門					（学部の目的） 第4条～2（略） （新設） 第4条の2～第10条（略） （教育課程の編成方法） 第11条（略） 2（略） （新設）				

教育科目及び教職に関わる科目により編成する。

4 教育課程の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、これを各年次に配当するものとする。

5 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

6 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

7 前項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第12条 (略)

2 (略)

3 こども教育学部の教養教育科目に係る授業科目及び単位数は別表第5、専門教育科目に係る授業科目及び単位数は別表第6のとおりとする。

4 教職に関する科目に係る授業科目及び単位数は別表第7のとおりとする。

5 司書に関する科目に係る授業科目及び単位数は別表第8のとおりとする。

6 保育士に関する科目に係る授業科目及び単位数は別表第10のとおりとする。

7 履修方法に関する規程は、別に定める。

第12条の2～第16条 (略)

(メディアを利用して行う授業による修得単位)

第17条 第11条第6項及び第7項の授業方法により修得した単位は、合わせて60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中に算入することができる。

2 (略)

第18条～第27条の2 (略)

(卒業の認定)

第28条 本学に4年以上在学し、かつ第12条第1項、第2項又は第3項の規定により所定の授業科目を履修し、124単位以上の単位を修得した者について、学年又は学期の終わりに、教授会の議を経て、学長が卒業を認

3 教育課程の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、これを各年次に配当するものとする。

4 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

5 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

6 前項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第12条 (略)

2 (略)

(新設)

3 教職に関する科目に係る授業科目及び単位数は別表第5のとおりとする。

4 司書に関する科目に係る授業科目及び単位数は別表第6のとおりとする。

5 (削除)

(新設)

6 履修方法に関する規程は、別に定める。

第12条の2～第16条 (略)

(メディアを利用して行う授業による修得単位)

第17条 第11条第5項及び第6項の授業方法により修得した単位は、合わせて60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中に算入することができる。

2 (略)

第18条～第27条の2 (略)

(卒業の認定)

第28条 本学に4年以上在学し、かつ第12条第1項又は第2項の規定により所定の授業科目を履修し、124単位以上の単位を修得した者について、学年又は学期の終わりに、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

定する。

第 29 条～第 30 条 (略)

(教育職員免許状)

第 31 条 (略)

2 取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

学部	免許状の種類
生活科学部	栄養教諭一種免許状
こども教育学部	幼稚園教諭一種免許状
	特別支援学校教諭一種免許状 *知的障害者、肢体不自由者及び病弱者(身体虚弱者を含む)に限る

3 (略)

第 32 条～第 34 条 (略)

(保育士資格)

第 34 条の 2 保育士資格を得ようとする者は、第 28 条の規定によるほか、別に定めるところにより、児童福祉法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位数を修得しなければならない。

2 保育士資格の取得に関する履修方法は、別に定める。

第 35 条～第 42 条 (略)

(第 3 年次編入学)

第 43 条 生活科学部及びこども教育学部第 3 年次に編入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長は、第 3 年次に編入学を許可する。

2～3 (略)

第 44 条～第 45 条 (略)

(適用規定)

第 46 条 第 35 条及び第 37 条から第 41 条までの規定は、第 42 条から第 45 条により入学する者にも定期用する。

第 47 条～第 75 条 (略)

附則

第 29 条～第 30 条 (略)

(教育職員免許状)

第 31 条 (略)

2 取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

学部	免許状の種類	免許教科
生活科学部	栄養教諭一種免許状	

3 (略)

第 32 条～第 34 条 (略)

(新設)

第 35 条～第 42 条 (略)

(第 3 年次編入学)

第 43 条 生活科学部第 3 年次に編入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長は、第 3 年次に編入学を許可する。

2～3 (略)

第 44 条～第 45 条 (略)

(適用規定)

第 46 条 第 35 条及び第 37 条から第 41 条までの規定は、第 42 条から第 45 条により入学する者に適用する。

第 47 条～第 75 条 (略)

附則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

(新設)

尚綱大学こども教育学部教授会規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、尚綱大学学則第61条第2項に基づき、尚綱大学こども教育学部教授会（以下「教授会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 教授会は、学部の専任の教授をもって構成する。

2 学部長は、教授会の議を経て、教授会の構成に准教授その他の教員を加えることができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学則及び規程に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 退学、転学、留学、休学、復学及び除籍等に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) 教員の人事に関する事項
- (8) 評議会から審議を附託された事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、学長の求めに応じ意見を述べることができる。

- (1) 試験に関する事項
- (2) 免許・資格の取得に関する事項
- (3) 校務分掌に関する事項
- (4) 教育研究上必要と認める事項
- (5) その他教授会において必要と認める事項

(会議)

第4条 教授会は、定例教授会及び臨時教授会とする。

- 2 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。
- 3 学部長が職務を遂行できないときは、あらかじめ学部長が指名する者がその職務を代行する。
- 4 定例教授会は、原則として毎月1回開催する。
- 5 臨時教授会は、必要に応じて開催する。
- 6 教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議事)

第5条 教授会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務)

第6条 教授会の事務は武蔵ヶ丘キャンパス事務部教務課において処理する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。